

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認及び提案を求める公告

このことについて、下記のとおり、有限責任事業組合EJM(以下、「特定法人」という。)を契約相手方として、随意契約手続を行う予定としているが、特定法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する他の者の有無を確認する目的で、「参加意思確認書」の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、下記4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定法人との随意契約手続に移行する。

なお、下記4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人及び当該応募者の提出する提案書及び見積書等について審査を行い、契約相手方を選定する。

令和8年2月20日

真庭市長 太田 昇

1. 業務概要

- (1) 業務名 真庭市くらしの循環センター運転管理等業務
- (2) 業務概要 別添「真庭市くらしの循環センター運転管理等業務仕様書」による
- (3) 履行期間 契約の日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額 300,688,300円(消費税及び地方消費税含む)

2. 契約予定先

岡山県真庭市西河内 696-43
有限責任事業組合EJM

3. 当該業務により達成しようとする業務目的

生ごみ、し尿・浄化槽汚泥を合理的、経済的、衛生的かつ安全に処理し、処理工程で発生するバイオガスをエネルギーとして、処理後の消化液をバイオ液肥として再資源化し、農地へ還元することにより循環型農業を図る。

4. 応募要件

当該案件に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ①市に入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登録済であること。

- ②真庭市内に主たる事業所（本社又は本店）を有し、法人登録を行っている者であること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（法人及びその他団体にあつては、その代表者またはその他役員を含む。以下同じ。）
- ④令第167条の4第2項の規定による入札参加の停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤団体等が賦課されているすべての税（国税及び地方税）、その他の本市に対する金銭債務について滞納がある者でないこと。
- ⑥禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- ⑦暴力団又は暴力団に関係すると認められる者でないこと。
※応募資格確認のため、岡山県警察本部に照会する場合があります。
- ⑧真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程（平成18年告示第202号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑨活用の実施主体として適当でないと市長が認める者でないこと。
- ⑩会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 技術力に関する要件

生ごみ、し尿・浄化槽汚泥を合理的、経済的、衛生的かつ安全に処理できる技術力を有する者であること。

(3) 設備に関する要件

本施設の生ごみ受入装置に対応した生ごみ収集車両を有する者であること。

(4) 業務執行体制に関する要件

有機性廃棄物資源化施設技術管理士、電気工事士（2種）、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、危険物取扱者（甲種又は乙種4類）、玉掛け（玉掛け技能講習修了者）、普通自動車運転免許（マニュアル車）の有資格者を有する者であること。

(5) 業務実績に関する要件

本業務に類似した一般廃棄物処理（し尿等処理）の実績を有する者であること。

5. 応募手続

(1) 業務担当課名

〒719-3292 真庭市久世2927-2

真庭市生活環境部環境課資源循環対策室

電話 0867-42-1113 FAX 0867-42-7455

(2) 仕様書等の配布期間、配布場所

①配布期間：令和8年2月20日（金）から令和8年3月3日（火）まで（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

②配布場所：（1）の場所に同じ。なお、真庭市生活環境部環境課のホームページからダウンロードすることができる。

(3) 参加意思確認書（様式第1号）の提出期限、提出場所及び提出方法等

①提出期限：令和8年3月3日（火）午後5時 必着

②提出場所：（1）の場所に同じ

③提出方法：持参または郵送（書留郵便、配達記録郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）

④添付書類：法人に関する調書（様式第2号）、過去5年以内の事業実績書（様式は任意とし、A4版とする。縦横自由。枚数制限なし。）
なお、事業実績書には、一般廃棄物処理（し尿等処理）の実績について記載すること。

(4) 参加資格要件の審査

①審査結果の通知

参加意思確認書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この提案に参加することができない。

②参加資格要件不適合の理由の説明要求

参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月9日（月）までに、上記5（1）の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

6. 業務内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

当該業務にかかる仕様書等に関する質問は、仕様書に対する質問・回答書（様式第3号）で、FAXにより行うこととし、令和8年2月20日（金）から令和8年2月27日（金）まで（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 質問の回答

FAXにより回答する。また、必要に応じて、内容を真庭市生活環境部環境課ホームページに掲載する。

(3) 質問の提出場所

上記5（1）の場所に同じ

(4) その他

参加意思確認書提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年3月13日(金)午後5時 必着
- (2) 提出場所 上記5(1)の場所に同じ
- (3) 提出方法 持参または郵送(書留郵便、配達記録郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。)
- (4) 提出書類

真庭市くらしの循環センター運転管理等業務に関する提案書の提出について(様式第4号) 1部

真庭市くらしの循環センター運転管理等業務に関する提案書 7部

(様式は任意とし、A4版とする。縦横自由。枚数制限なし。)

なお、提案書には概ね次の項目について記載されていることが必要である。

- ・本業務の実施体制と安全管理体制
- ・本業務の従事者の経歴や従事体制
- ・生ごみの収集・受入の実施方法、施設の運転・維持の管理方法、バイオ液肥の活用方法に関する具体的なコンセプト
- ・本業務に関する基本的な理解
- ・本業務の目標設定及びその実施計画
- ・本業務の年間スケジュール
- ・その他業務趣旨に沿った特別な取組等

見積書 1部(様式は任意とする。見積書の内訳は、項目ごとにできる限り詳細に記載すること。)

その他必要と認めた書類

8. 提案書の審査方法

(1) 審査方法

設置する審査委員会において、別に定める審査要領により、提案書等の内容を審査し、契約締結予定者を選定する。

(2) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

9. その他

- (1) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 本業務は、令和8年度予算が成立し、当該予算が執行可能となることを条件とする。真庭市議会において、予算案の否決が生じた場合などは、本市の事情により中止する場合があるが、本市は一切の責任を負わないものとする。